

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、そ
の翌日)

字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年六月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三 次

告示

町の区域の新設等
保安林の指定の解除予定

漁船損害補償法による漁船保険契約の締結における義務
加入の同意を求めるための発起人の届出

◆正告

獣銃等の取扱いに関する講習会の開催

昭和五十七年三月鳥取県告示第三百八十二号中訂正
昭和五十七年三月鳥取県告示第三百八十四号中訂正
昭和五十七年三月鳥取県告示第三百八十五号中訂正

告示

鳥取県告示第六百六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町の区域を新たに画し、並びに町及び

廃止する町及び

みどり町字早稻田、みどり町字大平ル、みどり町字宮ノ平、
みどり町字月輪田、みどり町字高畔、みどり町字地井ヶ谷、
みどり町字要害谷、みどり町字神坂谷、みどり町字下神坂
谷、みどり町字上神坂谷、みどり町字割谷、みどり町字ハマ
蜂谷、みどり町字狸谷、みどり町字長谷、みどり町字ハマ

新たに画する町	同上の区域
みどり町	みどり町字早稻田の全域、みどり町字大平ルの全域、みど り町字宮ノ平の全域、みどり町字月輪田の全域、みどり町字 要害谷の全域、みどり町字神坂谷の全域、みどり町字下神坂 谷の全域、みどり町字上神坂谷の全域、みどり町字割谷の 全域、みどり町字蜂谷の全域、みどり町字狸谷の全域、み どり町字長谷の全域、みどり町字ハマリ谷の全域、みどり 町字椿谷の全域、みどり町字小谷の全域、みどり町字曲り 谷の全域、みどり町字下絵下の全域、みどり町字上絵下の 全域、みどり町字中田の全域及びみどり町字谷畑の全域

リ谷、みどり町字椿谷、みどり町字小谷、みどり町字曲り
谷、みどり町字下絵下、みどり町字上絵下、みどり町字中
田及びみどり町字谷畑

鳥取県告示第六百七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十七年六月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市和田町字濱田灘東三の四、字二割屋敷東三六八八の一四（以上
二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び米子市
役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項
の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百
十二条第一項の規定による同意を求めることについての届出があつたので、
漁船損害等補償法施行令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

届 出 事 項	発起人の住所及び氏名	加入区	指定漁船調査の縦覧
	米子市皆生一五七 八原棟一	米子市上後藤一九七 福谷多晃	組合による漁船損害の相手方の十種類と申込
	米子市角盤町三丁目一〇一五 青戸栄一	加入区子	縦覧期間
	加境入区港	協同組合米子市漁業	組合による漁船損害の相手方の十種類と申込
弓北漁業組合 弓浜漁業組合	弓北漁業組合	米子市漁業	縦覧場所
昭和五十七年六月十八日から同年七月二日まで 昭和五十七年六月二日から同年七月二日まで	昭和五十七年六月十八日から同年七月二日まで	米子市漁業	縦覧期間
弓北漁業組合 弓浜漁業組合	弓北漁業組合	米子市漁業	縦覧場所

昭和57年6月18日 金曜日

報 告

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和57年6月18日

鳥取県公安委員会委員長 坂 出 雅 巳

1 講習の種別

- (1) 初心者講習 法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。以下同じ。
- (2) 経験者講習 現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。以下同じ。

2 開催の日時及び場所

区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	昭和57年8月19日 午前10時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町1丁目271 鳥取県庁第二庁舎 5階第22会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者

3 受講対象者

- (1) 初心者講習
- 鳥取県内に住所を有する者で狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの
- (2) 経験者講習
- 鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

経験者講習	昭和57年7月16日 午後1時30分から 午後4時まで	昭和57年7月30日 午時1時30分から 午後4時まで	昭和57年8月10日 午後1時30分から 午後4時まで	昭和57年8月24日 午後1時30分から 午後4時まで	昭和57年9月2日 午後1時30分から 午後4時まで

昭和57年6月18日

鳥取県公報

ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買い替え等で新たに猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考査

初心者講習にあつては、講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講の申込み

所定の受講申込書及び講習受講手数料の額（初心者講習にあつては3,000円、経験者講習にあつては1,500円）に相当する鳥取県収入証紙を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）

正

正

昭和五十七年四月八日付 第三回八十一号（県道の区域の変更について）
（）廿次の箇所に誤りがあつたので、記述ある。

正 頁 段 上

氣高郡鹿野町大字鹿野字寄田三丁目一番一地先から同番地先まで
十五

正 頁 段 上

田野郡溝口町烟池字古池田一七一八番地先から同番地先まで

田野郡溝口町一部字植松一九八番一地先から同町一部字一里
松ノ下タ一一五八番地先まで

正 頁 段 上

黒坂溝口 田野郡溝口町烟池字古池田一七一八番地先から同番地先まで
西伯根澤 線 松ノ下タ一一五八番地先まで

5 昭和57年6月18日 金曜日

鳥取県公報

昭和五十七年三月鳥取県告示第三百八十四号（県道の供用の開始について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

二十六

段上

三朝温泉
木地山線

東伯郡三朝町大字柿谷字田ノ原谷六七六番一地先から同町大字

福吉字大水口二一七番地先まで

俵原青谷
線

東伯郡三朝町大字俵原字佐谷口一二四番一地先から同大字字屋

敷谷五二番地先まで

正誤段正

三十

俵原青谷

東伯郡三朝町大字俵原字佐谷口一二四番一地先から同大字字屋

敷谷五二番地先まで

西伯根 線	黒坂溝口 線
日野郡溝口町二部字植松二一九八番一地先から同町二部字一里 松ノ下タ二一五八番地先まで	日野郡溝口町畠池字古池田一七一八番地先から同番地先まで

昭和五十七年三月鳥取県告示第三百八十五号（一般国道の供用の開始について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する

三十三

段上

" 日野郡江府町大字小江尾字流田九番一地先から同番地先まで

百八十一

日野郡江府町大字小江尾字流田九番一地先から同番地先まで

正誤段正

三十三

正誤段正

" 日野郡溝口町宮原字ホフキ八一一番地先から同番地先まで

日野郡溝口町宮原字ホフキ八一一番地先から同番地先まで